

令和 2 年度

ダイオキシン類調査測定計画

(案)

岩 手 県

令和2年度ダイオキシン類調査測定計画

1 根拠

この計画は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第27条の規定に基づき、大気、水質（底質を含む）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況についての調査測定に関し必要な事項を定めるものである。

2 調査機関

調査機関は、次のとおりである。

(1) 国の地方行政機関

国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、北上川ダム統合管理事務所

(2) 県の機関

環境生活部環境保全課、各広域振興局等、環境保健研究センター

(3) ダイオキシン類対策特別措置法施行令で定める市

盛岡市

3 調査内容

(1) 大気

別表1に示すとおりとする。

なお、測定地点及び測定回数は、次により設定した。

ア 測定地点

一般環境及び沿道は大気常時監視測定局で、発生源周辺は廃棄物焼却施設等主要発生源周辺とし、発生源対象施設は年次計画により選定する。

イ 測定回数

年4回（春期、夏期、秋期、冬期）とする。

(2) 公共用水域水質（底質を含む）

別表2に示すとおりとする。

なお、測定地点及び測定回数は、次により設定した。

ア 測定地点

原則として、水質環境基準の類型指定を行っている水域で測定する。

イ 測定回数

年1回とする。

(3) 地下水質

別表3に示すとおりとする。

なお、測定地点及び測定回数は、次により設定した。

ア 測定地点

概況調査として、地域の全体的な地下水質を代表する地点とし、年次計画により実施する。

また、概況調査により汚染が発見された場合は、汚染井戸周辺地区調査を実施する。

イ 測定回数

年1回とする。

(4) 土壌

別表4に示すとおりとする。

なお、測定地点及び測定回数は、次により設定した。

ア 測定地点

一般環境把握調査は市町村ごとにその地域を代表する地点、発生源周辺把握調査は廃棄物焼却炉等の周辺とし、年次計画により実施する。

イ 測定回数

年1回とする。

4 測定方法

測定方法は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）及び「ダイオキシン類対策特別措置法の施行について」（平成12年1月12日付け環境庁企画調整局長、大気保全局長及び水質保全局長通知）に定める方法とする。

なお、実施にあたっては、「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成12年6月5日付け環大規第193号）、「有害大気汚染物質モニタリング指針」（平成11年3月31日付け環大規第87号）、「日本工業規格K0312に定める方法」（平成11年9月20日制定）、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成12年3月）、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成12年1月14日付け環水土第12号）又は「河川、湖沼などにおけるダイオキシン類常時監視マニュアル」（案）（平成17年3月 国土交通省河川局河川環境課）に準じて行うこととする。

なお、本計画策定後にマニュアル等の改正があった場合は、改定後の内容に沿って行うこととする。

5 測定結果の公表

県は、測定結果を取りまとめて、ダイオキシン類対策特別措置法第27条第3項の規定に基づき公表する。

ダイオキシン類測定調査総括表

区 分	市町村数	地点数	回数	
大気	一般環境	5	5 (4)	4
	沿 道	1	1 (1)	4
	発生源周辺	4	4 (3)	4
公共用水域	水質	—	40 (33)	1
	河川	—	36 (31)	—
	湖沼	—	2 (0)	—
	海域	—	2 (2)	—
	底質	—	40 (33)	1
	河川	—	36 (31)	—
湖沼	—	2 (0)	—	
海域	—	2 (2)	—	
地下水	水質	7	7 (6)	1
土壌	一般環境	7	7 (6)	1
	発生源周辺	4	36 (27)	1

(注) () 内は岩手県実施分

別表1) 大気

1 岩手県実施地点

区分	No.	市町村	地区名	測定箇所数	測定回数	担当広域振興局 (センター)名	分析機関
一般環境	1	宮古市	横町	1	4	宮古	環境保健研究センター
	2	大船渡市	猪川町	1	4	大船渡	環境保健研究センター
	3	北上市	芳町	1	4	花巻	環境保健研究センター
	4	二戸市	荷渡	1	4	二戸	環境保健研究センター
沿道	5	一関市	三反田	1	4	一関	環境保健研究センター
発生源周辺	6	久慈市	夏井町	1	4	環境保健研究センター	環境保健研究センター
	7	一関市	狐禅寺	1	4	環境保健研究センター	環境保健研究センター
	8	八幡平市	平舘	1	4	環境保健研究センター	環境保健研究センター
合計				8	—	総検体数 32	

2 盛岡市実施地点

区分	No.	市町村	地区名	測定箇所数	測定回数	調査機関	分析機関
一般環境	1	盛岡市	津志田	1	4	盛岡市	外部委託
発生源周辺	2	盛岡市	寺林	1	4	盛岡市	外部委託
合計				2	—	総検体数 8	

※ 発生源周辺の具体的な地点については、今後選定します（岩手県実施分）。

別表2) 公共用水域水質・底質

1 岩手県実施水域

No.	水域名	環境基準	測定地点		測定回数	担当広域振興局 (センター)名	採取及び 分析機関	備考
			地点名	地点統一番号				
1	雫石川上流	A	葛根田橋	46-02	1	盛岡	外部委託	雫石町
2		A	矢川橋	46-03	1	盛岡	外部委託	雫石町
3	矢櫃川	—	九十九沢合流点	246-01	1	盛岡	外部委託	雫石町
4	上黒沢	—	高松2号橋	251-01	1	盛岡	外部委託	雫石町
5	滝名川	A	滝名川橋	52-01	1	盛岡	外部委託	紫波町
6	稗貫川	A	稗貫川橋	54-02	1	花巻	外部委託	花巻市
7	豊沢川下流	A	桜橋	23-01	1	花巻	外部委託	花巻市
8	猿ヶ石川	A	安野橋	56-03	1	花巻	外部委託	花巻市
9	廻戸川	—	ごみ焼却場2km上流	255-01	1	花巻	外部委託	西和賀町
10	宿内川	A	宿内橋	59-01	1	県南	外部委託	金ヶ崎町
11	胆沢川下流	A	再巡橋	61-01	1	県南	外部委託	奥州市
12	金流川	A	天神橋	68-01	1	一関	外部委託	一関市
13	千厩川上流	A	久伝橋	33-01	1	一関	外部委託	一関市
14	千厩川下流	C	松形橋	34-01	1	一関	外部委託	一関市
15	千厩川下流	C	水門	34-51	1	一関	外部委託	一関市
16	盛川下流	A	佐野橋	11-01	1	大船渡	外部委託	大船渡市
17	馬淵川上流	A	府金橋	2-54	1	二戸	外部委託	二戸市
18	久慈川下流	A	湊橋	36-01	1	久慈	外部委託	久慈市
19	遠別川	—	向渡橋	250-01	1	久慈	外部委託	久慈市
20	高楨沢	—	薬師川合流直前	256-01	1	宮古	外部委託	宮古市
21	閉伊川下流	A	宮古橋	8-02	1	宮古	外部委託	宮古市
22	宮古湾	海A	S-6	604-01	1	宮古	外部委託	宮古市
23	甲子川	A	矢の浦橋	12-56	1	釜石	外部委託	釜石市
24	釜石湾(甲)	海A	S-15	620-01	1	釜石	外部委託	釜石市
25	米代川	AA	県境堰堤	74-01	1	盛岡	外部委託	八幡平市
26	北上川(1)	AA	岩崎橋	16-51	1	盛岡	外部委託	岩手町
27	和賀川中流	AA	広表橋	25-01	1	花巻	外部委託	北上市
28	伊手川	A	森大橋	28-01	1	県南	外部委託	奥州市
29	久保川	A	赤子橋	32-01	1	一関	外部委託	一関市
30	砂鉄川	A	生出橋	66-01	1	一関	外部委託	一関市
31	大川	A	宮城県境	81-01	1	一関	外部委託	一関市
32	瀬月内川	A	大向橋	82-51	1	二戸	外部委託	九戸村
33	夏井川	A	旧夏井橋	37-01	1	久慈	外部委託	久慈市
総括		水域数	地点数					
	河川	31	31		31			
	湖沼	0	0		0			
	海域	2	2		2			
	合計	33	33		33			

注) 全体数の10%以上の二重測定を実施する。

2 国土交通省実施水域

No.	水域名	環境基準	測定地点		測定回数	調査機関		備考
			地点名	地点統一番号		水質	底質	
1	磐井川下流	C	狐禅寺橋	031-01	1	岩手河川国道事務所		
2	御所ダム貯水池	湖A	L-17	507-01	1	北上川ダム統合管理事務所		
3	胆沢川下流(胆沢ダム貯水池)	A	L-25	061-53	1	北上川ダム統合管理事務所		
総括		水域数	地点数					
	河川	1	1		1			
	湖沼	2	2		2			
	合計	3	3		3			

3 盛岡市実施水域

No.	水域名	環境基準	測定地点		測定回数	調査機関		備考
			地点名	地点統一番号		水質	底質	
1	築川	A	寺沢橋	48-51	1	盛岡市		
2	中津川中流	A	水道橋	44-01	1	盛岡市		
3	乙部川	A	乙部橋	49-01	1	盛岡市		
4	諸葛川	A	諸葛橋	47-02	1	盛岡市		
総括		水域数	地点数					
	河川	4	4		4			
	湖沼	0	0		0			
	合計	4	4		4			

別表3) 地下水

1 岩手県実施地点

市町村		地 区		測 定 箇所数	測定 回数	担当広域振興局 (センター) 名	分析機関	備 考
202	宮古市	0170	津軽石	1	1	宮古	外部委託	
302	葛巻町	0010	葛巻	1	1	盛岡	外部委託	
322	矢巾町	0090	土橋	1	1	盛岡	外部委託	
441	住田町	0020	上有住	1	1	大船渡	外部委託	
461	大槌町	0060	新町	1	1	沿岸	外部委託	
503	野田村	0020	玉川	1	1	県北	外部委託	
合 計				6	6			

注1) 地点番号は、環境省の全国地下水質調査井戸台帳に登録された全国統一番号。

注2) 全体数の10%以上の二重測定を実施する。

2 盛岡市実施地点

市町村		地 区		測 定 箇所数	測定 回数	調査機関	分析機関	備 考
201	盛岡市	540	大ヶ生	1	1	盛岡市	外部委託	
合 計				1	1			

注) 地点番号は、環境省の全国地下水質調査井戸台帳に登録された全国統一番号。

別表4) 土壌

1 岩手県実施地点

調査地点所在地		調査区分	測定 地点数	測定 回数	担当広域振興局 (センター)名	採取及び 分析機関	備 考
市町村	地区						
花巻市		一般環境	1	1	花巻	外部委託	
一関市		一般環境	1	1	一関	外部委託	
紫波町		一般環境	1	1	盛岡	外部委託	
岩泉町		一般環境	1	1	宮古	外部委託	
九戸村		一般環境	1	1	二戸	外部委託	
洋野町		一般環境	1	1	県北	外部委託	
北上市		発生源周辺	9	1	花巻	外部委託	
奥州市		発生源周辺	9	1	県南	外部委託	
滝沢市		発生源周辺	9	1	盛岡	外部委託	
総 括		一般環境	6	-			
		発生源周辺	27	-			
		合 計	33	-			

注1) 1地点当たり1検体とする。

注2) 全体数の10%以上の二重測定を実施する。

2 盛岡市実施地点

調査地点所在地		調査区分	測定 地点数	測定 回数	調査機関	採取及び 分析機関	備 考
市町村	地区						
盛岡市	好摩	一般環境	1	1	盛岡市	外部委託	
盛岡市	寺林	発生源周辺	9	1	盛岡市	外部委託	
総 括		一般環境	1	-			
		発生源周辺	9	-			
		合 計	10	-			

注1) 1地点当たり1検体とする。

一般環境把握調査 : 一般環境における土壌中のダイオキシン類濃度の状況を把握するため、特定の発生源の影響をあらかじめ想定せずに実施する調査

発生源周辺状況調査 : ダイオキシン類を発生し排出する施設が、一般環境の土壌に及ぼす影響を把握する調査

※ 具体的な地点については、今後選定します(岩手県実施分)。